

地方の社会資本整備 PT 活動方針

社会資本整備に係る状況と検討課題

- 新政権発足後、ダム事業について次の段階に入らない、高速道路 4 車線化のための補正予算の執行停止など、相次いで公共事業を凍結
- 平成 22 年度予算の概算要求においては、公共事業関係費全体で 14%、うち道路事業では実質 20%など、大幅減の見通し
- 安全・安心を守り、社会・経済の発展を図る上で必要とされる重要な事業についても完成の見通しが立たなくなることを危惧
- 限られた予算で必要な社会資本整備を効率的に進めていく上で、一層の「選択と集中」が必要であり、事業の「選択」は、地域の実情を的確に反映して行われるべき

本 PT では、上記の状況を踏まえ、地方における効率的・効果的な社会資本整備を目的として、政府の政策立案の状況を踏まえつつ、以下のテーマを中心に提言・提案を行う。

PT における活動の主題

1. 地方における社会資本整備の必要性について

我が国の社会資本の現状分析

- 交通機能・治山治水などに関する都市・地方の対比や国際比較
「地域主権」に向けて最低限必要な社会資本の整備水準に関する提言
- 地方における社会資本整備の意義
- 地域間の競争条件を整える観点から必要とされる整備水準の検討
- 既存施設の有効活用やコスト縮減の観点も踏まえた整備手法の検討

なお、これらの議論においては、適宜、空港・港湾・鉄道（整備新幹線含む）などを含む総合的な社会資本整備にも言及

2. 事業の必要性・優先度を評価・判断する仕組みのあり方について

道路事業の評価制度に関する提言

- 事業の効果や費用について、地方の実情を的確に反映する評価基準を導入すること（B/C 評価の考え方の見直し・補完 等）
- 国幹会議の後継を含めた評価組織と評価プロセスのあり方（関係地方自治体・住民等の関与、評価の客観性・透明性の確保・向上 等）

ダム事業の仕分けに関する提言

- 政府による意思決定の過程及び根拠を透明化すること
- 地域の実情や意見を的確に反映して判断すること
- 凍結事業の再検討や中止事業に対する事後措置について

3．重要な事業の早期供用に向けた取り組み

直轄事業に関する地方との協議について、以下のことを提言

- 重要な事業については、完成目標年度など中期的な見通しを明らかにすること
- 関係自治体と意見交換を行い、予算配分に反映すること
- 整備が遅れている地域の直轄事業推進への配慮

地方の社会資本整備財源の確保に向け、以下のことを提言

- 国・地方合わせて、地方の社会資本整備に必要な財源の確保
- 地域活力基盤創造交付金の充実・確保

4．国との意見交換の実施

- P Tの議論の進捗に合わせ、国交省（政務三役）等との意見交換の場を設定

検討スケジュールについて

- 事業評価制度等については、ワーキング・グループを設置して具体的に検討
- 12月中旬までの政府予算原案発表までに公共事業に関する新たな方針が示された場合には、P T長コメントを発出
- 政府予算原案に対しては必要なP T長コメントを発出
- 来年度以降の事業評価や予算配分など、公共事業の制度的枠組みの改善に向けて、より具体的な提言を行うべく年度内を目処に議論を継続